

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第32号

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

事業者から排出されたものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 キログラムまでごとに 50円
排出量が一時に100キログラムを超えるもの（家庭から排出された粗大ごみを除く。）を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 キログラムまでごとに 50円
家庭から排出された粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1,500円以内で品目別に規則で定める額
市長の指示する場所に搬入されたものを処分するとき。	1 キログラムまでごとに 20円 ただし、1 立方メートル当たりの重量が規則で定める重量以下のときは、1 立方メートルまでごとに 4,000円
仮設便所に排出されたものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	便槽 1 基につき7,500円以内で便槽の容量別に規則で定める額
市長の指示する場所に搬入されたものを処分するとき。	36リットルまでごとに 3 円75銭
市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 個につき 1,000円
市長の指示する場所に搬入されたものを処分するとき。	1 個につき 500円

を

」

「

事業者から排出されたものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 キログラムまでごとに 61円
家庭から排出されたものを市が臨時に収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 キログラムまでごとに 61円
家庭から排出された粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分するとき（臨時に収集し、運搬し、及び処分するときを除く。）。	2,500円以内で品目別に規則で定める額
市長の指示する場所に搬入されたものを処分するとき。	1 キログラムまでごとに 27円 ただし、1 立方メートル当たりの重量が規則で定める重量以下のときは、1 立方メートルまでごとに 5,400円
仮設便所に排出されたものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	便槽 1 基につき、便槽の容量 500リットルまでごとに 3,750円
市長の指示する場所に搬入されたものを処分するとき。	36リットルまでごとに 5 円62銭
市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 個につき 1,500円
市長の指示する場所に搬入されたものを処分するとき。	1 個につき 750円

に改める。

」



について適用し、施行日前に搬入された産業廃棄物に係る費用については、  
なお従前の例による。

- 4 新条例別表第3の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、  
施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。